

平成28年1月19日

東京福祉大からの「抗議状」に対して、事実経過を明らかにして反論する

平成27年11月16日付けで、東京福祉大法務室から交通ユニオンに「抗議状」が届きました。その全文を掲載し、その内容に対して、事実経過を明らかにして反論します。

田嶋 清一（交通ユニオン組合員）

はじめに

抗議状第1頁上から7行目には、「これら（街頭ビラの諸主張のこと：田嶋注）は、これから述べるとおり、本法人と対立関係にある田嶋氏による、事実に基づかない、あるいは事実を歪曲して捉えた一方的かつ感情的な主張であり」とあります。しかし、街頭ビラの諸主張が、果たして、「事実に基づかない、あるいは事実を歪曲して捉えた一方的かつ感情的な主張」であるのかどうかについて、証拠を提示しながら、抗議状のいくつかのポイントを、次の目次に沿って、明らかにして行きます。

1章 〔懲戒解雇事由として捏造された「セクハラ・パワハラ」〕

2章 〔元総長（元理事長）中島恒雄氏による本学への介入と影響力〕

3章 〔元総長中島恒雄氏によって、原告に対して行われた強要と脅迫〕

1 元総長が、原告を強要して、専門学校（サンシャイン学園）の理事長と理事を辞めさせようとした事実

2 元総長が、原告に、虚偽を（元総長の家族に）伝達するよう、強要した事実

(1) 原告への強要；「総長は、女の変な連中（田嶋注：平成17年5月から平成19年5月までの約2年間にわたる強制猥褻事件の5人の女性被害者たち）に、大して悪いことやってない。それを（家族に）話したか！ばかやろう！おまえは、（家族に）それ言うべきだろう！」（甲46号証）

(2) 原告への強要；「（原告が）変な弁護士紹介したから、こんなご迷惑おかけしたっつて（家族に）謝って来い！」（甲50号証）

3 元総長が、弁護士を立てた原告に対して行った「地獄行きたいのか、おまえ？」「弁護士断って降ろしとけ！」とする脅迫と強要

4章 〔元総長が、専門学校（サンシャイン学園）の理事長を降ろすために、事務局長を用いて、専門学校の取引銀行に「サンシャイン学園が危ない」と吹聴させた事実〕

5章 〔抗議状を作成した本多慎太郎・矢嶋愛加両弁護士に質問したいこと〕

質問1 抗議状の諸主張が、その判断に至るプロセスを示していないことに関して

質問2 元総長による、外国人女子留学生への性的関係の強要と除籍通知に関して

1章 〔懲戒解雇事由として捏造された「セクハラ・パワハラ」〕

抗議状第2頁上から11行目には「当然のことながら、本法人が裁判手続きにおいて組織ぐるみで虚偽の証言を行い、虚偽の供述書を作成したことはありません」としています。

しかし、被告準備書面（１）、同（２）に示された、東京福祉大の元院生W氏の供述および被告大学の主張は、事実に反しています。

その供述および主張とは、「W氏は、原告田嶋氏からセクハラ・パワハラ被害に遭ったことにより、大学院に入ってから約２か月余りでPTSDになり、そのため、大学院修士課程１年次の平成１９年６月２３日以降、Pメンタルクリニックに通わざるを得なくなった」というものですが、この供述および主張が、事実に反することは、一審の途中でPメンタルクリニックから開示されたW氏のカルテを見れば、次のように明らかです。

カルテの平成１９年６月２３日付けW氏作成の診察申込書の、「今までに医療機関に通院したことがありますか？」の質問には、「はい」にチェックがあり、自筆で病名欄に「PTSD」「１３」才頃から「２３」才頃まで、と記載されています。

つまり、W氏のPTSDの病歴は古く、前述のW氏の供述および被告大学の主張は、過去からその当時まで継続しているPTSDの病歴を、故意に隠蔽しただけではなく、当時W氏に継続していたPTSDの症状を原告のせいにした（しかも当事者である原告から一切の事情聴取することもなく）、という意味での虚偽に基づくものと考えられます。〔詳しくは、甲第８１号証（平成２５年４月２４日付けの反論陳述書）１頁～１９頁、および原告準備書面（６）７頁～１８頁、参照〕

よって、一審判決文（平成２６年２月１８日 東京地裁）においても、「これらWの当時の状況、原告とWとの当時の関係からは、原告がWに対するハラスメントに及んだことに沿う事情は特にうかがわれず、また、少なくとも、Wの症状が原告の言動により初めて生じたとは認められない。（中略）W文書に原告本人の供述（田嶋注：Wに対するハラスメントのいずれをも否認した供述）を排斥するほどの信用性は認められず、他にWに対するハラスメントの事実を認めるに足りる証拠はない」（１５頁～１６頁）とされています。〔第３ 当裁判所の判断 １ 第１の争点（本件懲戒解雇の有効性）について（１）懲戒解雇事由１（Wに対するハラスメント）の有無について イ 〕

さらに、二審判決文において、「当裁判所も、本件懲戒解雇は無効であると判断する」（７頁）とされ、また「当裁判所も、本件雇止めは無効であると判断する」（８頁）とされています。〔第３ 当裁判所の判断 １ 争点（１）（本件懲戒解雇の有効性）について、４ 争点（４）（本件雇止めの有効性）について〕

【本章のまとめ】 当事者である原告から一切の事情聴取することもなく、セクハラ・パワハラを懲戒解雇事由とした本件懲戒解雇は、原告側の反論およびカルテの開示によって、事実を隠蔽した虚偽に基づくことが明らかになったと言えます。

この虚偽の供述書やそれに基づく証言は、被告大学がさせたものですから、組織ぐるみで行ったものと言わざるを得ません。

そして、一審二審の判決を十分に顧みようとしない本抗議状それ自体が、新たに事実を隠蔽しているように見えます。

2章 〔元総長（元理事長）中島恒雄氏による本学への介入と影響力〕

前章では、懲戒解雇事由としてのセクハラ・パワハラは虚偽であったことを示しました。本章ではそのことと密接に結び付き、そのことを可能にしている元総長（元理事長）中島恒雄氏による本学への介入と影響力について明らかにします。

さて、抗議状第2頁下から4行目には、「そもそも、当時、中島氏は既に大学経営から退いており、中島氏は法人、ましてや大学教員の人事について何ら発言権はなかったのですから、貴組合及び田嶋氏が街頭ビラで主張するように中島氏の指示に基づいてセクハラ・パワハラがねつ造されることなどありえないのです」とされています。

また、抗議状第4頁上から10行目には、「現在は中島氏は本法人において何らの地位を有していないにもかかわらず、街頭ビラを見聞した者に対し、本法人において中島氏による独裁的、恣意的な運用が行われているとの印象を抱かせるものであり、本法人を誹謗中傷するものと言えるでしょう」とされています。

さらに、抗議状第5頁上から17行目には、「(街頭ビラでは)中島氏が2010年7月の出所後、『自らの影響力の誇示と他への見せしめのため、…教職員の解職降格処分を大々的に行っ』たとし、中島氏が大学グループ内で『「恐怖政治」とも言える影響力』を保持している旨の記載をしています。かかる記載についても、大学内の人事については、あくまで本法人の人事であり、中島氏による人事でないことは明らかでしょう。このように、上記街頭ビラの記載は、事実とは異なるものであり」とされています。

しかし、「中島恒雄氏による本学への介入」をこのように繰り返し否定する抗議状の上記の主張にも関わらず、街頭ビラの記載は、事実です。

すなわち元総長（元理事長）中島恒雄氏は、逮捕後も大学経営から退いたことはなく、収監中も出所後も、取り巻きの古手教職員を用いて強力に指示を出し、学長・校長・事務局長以下教職員の解職降格処分を含む、「恐怖政治」とも言える影響力を保持し続けました。これは元総長を「教育と経営に関与させない」とする文科省の行政指導に違反しています。

このことは、すでに一審において提出した原告準備書面（3）6頁～27頁〔第2 元理事長の介入及び影響力と本件雇止めについて 1 拘留中からの介入と影響力 2 出

所後の介入と影響力)、及び、原告(最終)準備書面(6)1頁~5頁〔第1 はじめに 第2 本件雇止め及び懲戒解雇が元理事長の意思と関与の下に行われたこと〕に示された証拠から以下のように明らかです。

その最も顕著で生々しい具体例は、平成22年7月7日の出所後、元総長(元理事長)中島恒雄氏が、「既に大学経営から退いており」「法人、ましてや大学教員の人事について何ら発言権はなかった」どころか、むしろ出所後だからこそ自身の力を誇示するために、自身が中心になって大学経営をリードしようとして、留学生1500名を入れて4年間で120億円を荒稼ぎするプランを提案し、それを推し進めようとしたことです。それは甲第47号証(「東京福祉大学経営学部(認可申請中)運営会議」)の記録(平成23年9月21日付け)に見ることができます。

甲第47号証の23頁(総長とは元総長のこと、伊藤主任とは伊藤現事務局長のこと)
「総長 …。そいで4年間やりゃあ、上手にやりゃ、おまえ、今の勝手な試算だけど、120億入るって。どうだ、伊藤。すごいだろ、おまえ。このアイデアは、
伊藤主任 全く。」

また、元総長が保釈の時、および平成22年7月7日の出所以降、学校を乗っ取られないようにと、学長らをクビにした武勇談が、次のように語られています。なお相沢とは元大蔵事務次官の相沢英之氏のことであり、赤岩とは被告の顧問のことであり、倉茂とは被告の元学長のことです。

甲第47号証の25頁

「総長 文部省に、おまえ。学校を乗っ取られないように、ねっ。ついでに相沢にも乗っ取られないように。相沢をクビにしたろ、おれ。相沢の首は難しかったよな、伊藤。どうだ、おい。」

伊藤主任 はい、難しかったですね。

総長 田中(勇)も、事務局長も首にして。赤岩も首にして、ねっ。倉茂も首にして、入れかえて。あのときは、理事会はおまえ、3対6だよ。知ってんだろ、おまえ。3対6だろ。敵側が6で、こっちが3だろ。ええ？」

以上に示されたように、元総長の発言と部下(伊藤主任)の応対を見る限り、出所後の元総長が、大学経営と大学人事に大きな影響力を持って介入していたことは、誰の目にも明らかであり、それを否定する本抗議状の異様さが浮き立ちます。(なお、伊藤主任も、出所後の元総長によって、それ以前の課長職から降格されています)

さらに、元総長（元理事長）中島恒雄氏が、平成22年7月7日出所した翌日（7月8日）、原告が、平成20年4月1日以降就いていた東京福祉大学グループ東京福祉保育専門学校の校長職を、元総長の指示によって解任され、そして、やはり、出所の翌日（7月8日）、元総長によって生沼礼一氏が東京福祉大学事務局長職を解任されました（現在、特任准教授として復帰）。続いて、平成22年7月20日、原告の心理学科長解任（後、平成22年12月復帰）、安齋多香子入学課長の解任降格（後、教務課長に復帰。現在、事務局長補佐）。その後、相沢英之東京福祉大学学長解任（平成22年12月3日）、松原達哉東京福祉大学新学長就任（平成23年1月20日）、平成23年3月原告の東京福祉大学常務理事解任（平成18年3月～）などが、元総長によって取り仕切られています。（『週刊新潮』平成22年7月29日号137頁および平成24年9月27日号173頁の関連記事参照）

これらの矢継ぎ早に繰り出される解任降格の指示（そして、相手の様子を見て復帰させたりもする指示）は、元総長中島恒雄氏の大学への影響力が、出所後といえども低下していないことを誇示するために行われたものと思われます。

さらに、本件訴訟についても、元総長中島恒雄氏が、身を乗り出すようにして被告大学にテレビ会議を通して関与し、被告大学の訴訟の方針や証拠づくり（原告側の証拠つぶし）についてまで、幹部教職員（松原達哉学長、手島茂樹心理学部長、法務室担当職員ら）に対して、極めて細かい指示を出していることは、甲第79号証（平成24年7月3日 テレビ会議）の録音データの内容から、以下の通り明らかです。

甲第79号証の1頁～6頁

「総長 あれ（田嶋注：「甲第35号証；大学院卒業生11名の作成文書」のこと）よく見ると、学生に頼んで、自分の授業良かったっていうの書いてもらってんだろ。」

男 はい

（中略）

総長 だからあれを、あれが邪魔になるよな。

男 まあそうですね。

（中略）

総長 や、いっぱい書いてあるけど、お前、やり方としてさ、まず、あれをつぶさないかんだろ、学生がいい先生だっていう証拠。

男 はい。

総長 違うの？

男 えーと、そうですね、ただこちらとしては、もうそういう評価の学生もいるっていうの出て来ちゃったので。

総長 いや、だから、やり方としてだな、あれは頼んだんだよ。

男 はい。

総長 評価をしてるっていうよりも、「そういう風を書いてくれ」って頼んだの、学生に。

男 まあはい。

(中略)

総長 作文なんだよ、あれは。そういう風にとらないといかん。そういう風にとらないと。

男 はい。

(中略)

総長 どうするかというとなあ、俺達がやるのはまあ、あんまりよくないから、法律の担当者がやるのは。

男 はい。

総長 あの学生、俺達、手島先生のところFAX送ったから。

男 はい。

総長 手島先生が各学生に、俺、電話、後で頼むけれど、あれ、「頼まれて書いたのか?」、「田嶋先生に頼まれて書いたのか?」とテレフォンインタビューするんだよ。

男 はい。

総長 っていうのは手島先生とか、学長松原先生が知ってる学生かどうか聞いて、知ってる学生だったら教えて下さいって言って、テレフォンインタビューしてあれは田嶋先生に書いてくれって頼まれたんで。

男 はい。

総長 書きましたと。田嶋先生が、そうしないと首なっちゃうから、言って頼まれたんで書きましたというのを、だ一っと聞いて、まあだから松原先生なり手島先生が本格的に聞いたら、学生に聞いたら、「本当はあんな事思っていないけれど、書いてくれって頼まれたから書いてだけですよ」というのを電話で聞き取って。

男 はい。

総長 それ電話で聞き取ったやつを、それをまとめて、この学生はこうでこう頼まれたんですよ、って言って、ね、本人に聞いてみたらそうですよと。

男 はい。

総長 言ってました、と一筆とるんだよ。岡部先生わかる?

男 わかりますよ。

(中略)

総長 それを手島先生と松原先生に頼んで、いま送ったから手島研究室にあれを。

男 はい。

総長 少なくともそれを打ち破ると。

男 はい。

総長 あれは田嶋先生が、自分の生活、首になると困るから、と学生に頼みこんだもの

ですと、学生が、みんな殆どの学生が、証言しました、というの。

男 はい。

総長 電話聞き取りで、松原、手島から一筆とる。

男 はい。

総長 そうすればあれが死んじゃうよ。

(中略)

総長 それをお前達ようやらんだろ、できる？

男 はい。

総長 手島、松原学長に聞くしかないよ。

男 はい。

総長 一応、俺、手島先生に、俺、電話して聞くから、送っといいたからFAXで。

男 はい。有難うございます。

(中略)

男 この内容は虚偽だという指摘をするんですよね。

総長 虚偽というよりも、作文なんだよ、作文。頼まれたからね、生徒だから、先生に多少お世話になったという気持ちがあるから、あそこまで褒める事はないにしても、だから説明してるじゃない、学生の中には田嶋先生のを嫌って、嫌がって悪口言うのもいるだろって書いてある、田嶋先生ぜんぶ言ったんだよ、セクハラでやられたとか、説明して、困るから、職を失ったら困るからという、頼みこんだという、あの文章の中に形跡があるよ。だからそれをただ単に「田嶋先生から頼まれたんですよ」と、いう事をば一っと電話して、一覧表でいいから、知ってる生徒がいたらって事で、ば一っと一覧表で、以下の学生が田嶋先生から電話かかってきて、「首になるからなんとか助けてくれ」って言われて、だからああいう風にしたんですよ、というのを、電話でインタビューしましたけどって、ば一っとサインしてもらって出してもらえばいいよ。わかった？ わかった？

男 はい。サインもとるんですか？

総長 手島先生に聞いてみるから。

男 はい。卒業生のサインも頂くんですか？

総長 卒業生のサインなんていらねえ。電話だけでいいよ。

(中略)

総長 例えば4人とか5人並べて、大体同じ「頼まれました」という事であれば、それを書いて、電話で聞いたら、学生が「頼まれたからあそこまで書いたんです」って言ってましたよ、っていうのを出せばいいんだよ。

男 はい。

総長 そしたらあの威力半減しちゃうよ。あんなもん作り話だよ。わかったろ？

(中略)

総長 だからその前のやつ（田嶋注：「甲第34号証；在学院生6名による授業評価質問票」のこと）評価もちよっと疑問に思うんだよな。格調のいいやつばかり出してるから。それも聞いてみるから。」（後略）

以上に示した、「テレビ会議」に関連するポイントは、5件あって以下の通りです。

1 まず、上述の「テレビ会議」から見てとれるのは、①元総長が、「既に大学経営から退いており」「法人、ましてや大学教員の人事について何ら発言権はなかった」どころか、本件訴訟に対してまでも露骨な介入と具体的な指示を行っていること、②それに対して当然のこととして応じる幹部教職員のあり方です。

要約すると、元総長が、「あれが邪魔になるよな」「まず、あれをつぶさないかんだろ、学生がいい先生だっていう証拠」「どうするかというとなあ」「手島先生が各学生に、俺、電話、後で頼むけれど、あれ、『頼まれて書いたのか？』、『田嶋先生に頼まれて書いたのか？』とテレフォンインタビューするんだよ」「松原先生なり手島先生が本格的に聞いたら、学生に聞いたら、『本当はあんな事思っていないけれど、書いてくれって頼まれたから書いただけですよ』というのを電話で聞き取って」「それを手島先生と松原先生に頼んで、いま送ったから手島研究室にあれを」「あれは田嶋先生が、自分の生活、首になると困るから、と学生に頼みこんだものですと、学生が、みんな殆どの学生が、証言しました、というの」「電話聞き取りで、松原、手島から一筆とる」「そうすればあれが死んじゃうよ」

などと露骨な証拠つぶしを提案し、幹部教職員（松原達哉学長、手島茂樹心理学部長、法務室担当職員ら）をして、組織ぐるみでそれに奔走させようとしたものです。

しかし、原告側の証拠をつぶし得るような証拠は、結局、提出されなかったのです。

2 次に、「テレビ会議」によれば、総長は「(卒業生が) 本当はあんな事思っていないけれど、(原告に) 書いてくれって頼まれたから書いただけですよ」ということにしようと画策しています。これは11名の卒業生を愚弄するものです。原告は、甲第35号証の11名の卒業生に対して、「原告による大学院の授業の中で、自身がどんな体験をしたのか、率直に書いてください」という依頼をしたのです。

かれら卒業生は、8年前の総長による強制猥褻事件の全貌を、新聞テレビ報道と、事件による学内の混乱を通して、よく知っている人たちです。そして原告のことをもよく知っている人たちです。今回の文書作成に当たっても、他から歪曲されることなく、授業の中で、自身と向き合うことでどんな体験をしたのかを、そのハードルの高さを思い起こしながら、書いてくれています。

3 さらに、「テレビ会議」のやり取りからは、松原達哉学長、手島茂樹心理学部長が、総長の片棒をかついで原告側の証拠つぶしに協力し、総長の指示した通りに動くパートナーとして、総長から信頼を得ていることが分かります。

被告大学は、平成24年3月16日付けの「通知書」によって、セクハラ・パワハラを懲戒解雇事由として、原告を懲戒解雇処分する旨の通知を、原告から一切の事情聴取することもなく、行っています。そして、その「通知書」を作成するプロセスで、松原氏、手島氏はすでに証拠の捏造に協力しています。

原告が、被告大学に対して、平成23年11月14日、雇止め理由を問う弁護士名での内容証明郵便を送付し、続いて平成24年1月25日、解雇無効確認の訴訟を起こしたのに、応じるように、松原氏が、平成24年2月にセクハラ・パワハラについての被害調査を行い、それに基づいたとして、(すでに1章で述べた)東京福祉大の元院生W氏の供述および被告大学の主張が捏造されました。

また、手島氏は、平成24年3月1日付けの乙第2号証で、原告の授業評価は最低レベルで、「学生が田嶋教授の望むような答えを返さないと、出席している他の学生の目の前で、田嶋教授に反抗する学生の人格を否定するような発言を繰り返し、他の学生の見世物とする」「学生は、誰も田嶋教授に反抗することができず、万が一反抗しようものなら、他の学生が見ている前で上記のような学生に対する人格攻撃が行われ、他の学生に対しても『あなた(学生)は間違っている』『田嶋教授の言うことがすべて正しい』『田嶋教授に謝りなさい』などと言わせるように仕向けた」と陳述しています。

これは悪意のある歪曲であり、原告に対する人格攻撃です。実際の授業がどうであったかは、「甲第34号証；在学院生6名による授業評価質問票」および「甲第35号証；大学院卒業生11名の作成文書」を読んだ上で判断して頂きたいと思います。なお、甲第34号証は、平成24年2月2日(木曜日)2時限の大学院の授業「臨床心理面接特論」最終回の出席院生6名による匿名の感想文です。授業に9名が登録していましたが、3名が風邪で欠席したので、6名全員分を掲載しました。「格調のいいやつばかり出してる」わけではありません。

4 田嶋評議員解任について

「テレビ会議」は氷山の一角です。「テレビ会議」と同じように、総長の介入と指示を受けて、多くの教職員が組織ぐるみで捏造に動いたという点では、次に述べる田嶋評議員解任に向けての大学側の一連の動きを挙げることができます。原告は、大学側によって、当

時就いていた大学評議員職を、本人からの事情聴取もなく、十分な審議もなく、平成24年3月29日付けで、次のような組織ぐるみの不当な方法で解任されました。

まず、平成24年3月22日 夜19時39分頃 唐木田総務課長から原告への電話で、「評議員を降る辞任届けを書け、書かなければ、懲戒解雇の『通知書』の内容（原告がやってもいない「パワハラとセクハラ」）をコピーして評議員会の席で評議員に配り、評議員を解任することになる」と脅迫されました。当然、辞任届けは書きませんでした。

すると、平成24年3月29日、午後1時半からの評議員会にて、田嶋評議員は、一人の評議員X氏が保留しただけで、多数の（黙認による）賛成により解任されました。この評議員会には、原告は出席の機会を与えられませんでした。懲戒解雇に対する口頭での意見陳述の日を、故意に評議員会の日と同日に設定されたためです。しかし手島氏が、議長として、本人からの事情聴取もなく、十分な審議もされないまま決議をしていることは、以下のメモから分かります。以下は評議員Y氏による評議員会での議事進行メモの内容です。

評議員X 詳しく聴きたい

唐木田 供述書をとっている・・・2, 3年前のことであるが

評議員X セクハラ・パワハラで教員が告発されたことは重大なこと その時点で報告はされているのか

唐木田 最終的には確認していない

評議員X 本人だけの話か

唐木田 本人が書いている

評議員X 田嶋先生が反論しているか

唐木田 本人はやっていないと言っている・・・意識していないと聞いている

評議員X 一方的なことで解任は公平ではない

唐木田 重大なことです・・・

評議員X これまで（開学してから）セクハラの訴えは3件あった。委員会が調査した。問題に白黒をつけるための証明ができるか。先生の権威を考えると具体的な証拠を見せた方がよい。

唐木田 言葉の問題・・・

評議員X 一方的なことで誤解を招くことがある。議長はどうですか

手島議長 声なき声というものもあるので、このことを言うのは、女子学生に聞くのは本人にとっても苦しいこと。委員会に出なくても・・・それほど大変なこと・・・訴えがあったこと自体が問題

評議員X 調査の結果、誤解であったこともある。あったのかなかったのか、もう少し事

実を調べた後で決めてもよいのでは

唐木田 パワハラもある。あるいは内外でのいやがらせ、一方の学生もパワハラを受けている。それを受けて

評議員X 田嶋先生の話を受けないうちに解雇するのは・・もう少しきちんと証拠・反論を聞いた上で審議をした方がよいのではないか

水谷 セクハラ委員会を開き、その後で懲罰委員会にかけた方がよいのでは

唐木田 決定した

水谷 もう委員会で決定したことであれば

評議員X プロセスがないから理解できない

水谷 手順がなかったとしても、もう委員会にかけているのしょうがないのではないか。

来任事務局長 実際に懲戒にあたる問題が出ているので、この場では評議員として

手島議長 焦点が絞られたようなので、その上で、では賛成いただけますでしょうか

評議員X 私は保留です

以上の評議員会での議事進行メモからは、本人からの事情聴取もなく、十分な審議もされないまま決議がなされていることがわかります。そして、二十数名いる評議員が、恐らく、総長の影を感じて、ものが言えなくなっているだろうことは、次の「評議員X氏との電話」の中の、X氏による「(教職員が) みんな言わず聞かず見ずということになるわけだ」との言及からも窺うことができます。

5 「評議員X氏との電話」

(平成24年6月22日、録音ファイルあり、録音についてX氏の許可あり)

X氏 ちょっとこのねえ、彼(松原眞志夫理事長)は漏らしたんだ、使われてるっていうか、要するにね。

田嶋 はいはい。

X氏 自分が印鑑を持っていないって言うんだ。

田嶋 あ、ご自分が持ってない。

X氏 理事長の。理事長の。

田嶋 はいはい。

X氏 だいたい、あたしの学部長の印鑑も、学長の印鑑も。

田嶋 はい。

X氏 この総務課が管理してるでしょ。

田嶋 あ、そうなんですか？

X氏 そうなんですよ。私は持ってないんで。

田嶋 ほーそうですか。

X氏 公式な、そのね、えー要するに学部長とか学長の、

田嶋 はい。

X氏 まあ理事長も含めてだと思っんですけどね、その公式な大学の公印っていうのはね、あの一あれが持つてゐるわけなんだ、総務課が。

田嶋 あーそうなんですか。そうするとそういう、今年の僕の3月16日の懲戒解雇の通知書なんかも、そうすると理事長の判断は別にして、総務課の判断で出来ちゃう可能性がありますよね？

X氏 まーそれは可能性あると思っんですけど、そりゃ。

田嶋 そうですね。ま、おそらく前総長が、あの一こういう風な書類を作れと言われてれば、出来ちゃう可能性もありますよね？

X氏 そうです。そういう事につながるんじゃないかと思っんですよね。

(中略)

田嶋 今までの所はやっぱり前総長が明らかにあれこれ指図、コントロールしてますもんね。

X氏 してんですよ。

田嶋 それしかうち(田嶋注:「うち」とは「うちの大学」の意)、

X氏 今だってしてんですよ。

田嶋 今だってしてますよね。

X氏 してんですよ。

田嶋 今だって、それ以外のあの経営、管理、責任の体制、うちないですもんねえ。

X氏 そうそうそうそう。それはねえ要するにねえ、システムが出来てない、ほんとの事言っつて。

田嶋 出来てませんよねえ。

X氏 そうそうそう。

田嶋 だから理事長が、この前11月ですかね、変わっても何かその責任管理体制が新たに変わったなんて、うちのどの教職員も思っつてませんよね。

X氏 思っつてない。

田嶋 やっぱり前総長が実権をにぎっているからという事で、その、この前の3月の評議員会の時に僕が解任される時だって、X先生はあの一保留にして下さいましたけれど、他の評議員は全員黙認で賛成でしょ。あれだって総長の影を感じているから。

X氏 もちろん。もちろん、そう。

田嶋 そうですね。

X氏 もちろん、そう。

田嶋 だから、その、システムが変わらない限りはやっぱり。

X氏 だからね、これね、一朝一夕で変わらないと。

(中略)

田嶋 あの前総長の、まあ管理支配体制が今までずっと続いているわけですけど、それが文科省なんかにも目付けられていて、それがネックになる事がもうわかっているのに、それを改めようという動きは、全く見られないですよ。

X氏 ま、まあね、あのそういうこの運動、どういう風なこの運動をすすめていいののかという事が、まだその一煮詰まってないっていうかな。

田嶋 うーん。

X氏 うん。あたしに言わせればね。

田嶋 そうですよ。

X氏 うーん、だからその彼を取り巻いているのは、このイエスマンばかりだから。

田嶋 そうですね。

X氏 だから彼自体もね、イエスマンの話しか聞いてないから。

田嶋 はい。

X氏 だからこの裸の王様っていうかな。

(中略)

田嶋 僕自身は前総長からですね、昨日もちょっとお話しましたが、大学辞めちゃってますから、今は週一日パートでカウンセリング行ってる、●●●●の健保組合のカウンセリングやってるだけなんですけども、そこへも大学の弁護士が行ってですねえ、あのよからぬ人物だから考え直せみたいなの、そういう圧力をかけていくと。

X氏 まったく話になんないねえ。

田嶋 とんでもないことをねえ、

X氏 ほんと、うん。

田嶋 やっていると。前総長が圧力かけていなきゃ、そんな事やる人はどこにもいないですよ。

X氏 そうそういないよ。

田嶋 いないでしょ。

X氏 彼のもう手口だよ。

田嶋 彼の手口ですよ。ですから、そんな事をやって、これがまた文科省にでも伝わったら、それこそね、あのやっぱり前総長が裏で糸引いて、辞めさせた教員に対しても、何か圧力をかけて妨害行為をしていると、分かっちゃいますよね？

X氏 そうそう。当然分かっちゃう。私だったらそういう事、逐一文科省に報告するよ。

(中略)

X氏 っていうのは要するに、反対をする人間やなんかは、

田嶋 はい。

X氏 すぐにこの解雇とかなんとかね、

田嶋 そうそう。首になっちゃう。

X氏 首になっちゃうから、だからねえ若い人だったらね、

田嶋 はい。

X氏 若い人っていうかな、兎に角、生活がかかっているからね、先生ね。

田嶋 はい。

X氏 だからそのまま内心は非常に反発してるわけなんだよ。

田嶋 はい。

X氏 例えばね、実際に起こった事なんだけど、えーと申請書をね、

田嶋 はい。

X氏 あの作ってる職員がいるでしょ？

田嶋 総務課の？

X氏 総務課じゃなくて今、この要するに、

田嶋 特別の？

X氏 文科省に対する申請書作ってるの、

田嶋 はい。

X氏 そういう部屋があって、

田嶋 はいはい。

X氏 特別のね。

田嶋 はいはい。

X氏 作ってるのいるんですよ。

田嶋 はい。

X氏 常識だよな。っていうのは要するに12月で、経営学部が駄目になったんだから、

田嶋 はい。

X氏 今これ出さない方がいいという事を、一応意見を進言したんだそうですよ。

田嶋 あ、そこの職員が。

X氏 そうそうそう、ひとりの職員がね。

田嶋 はい。

X氏 そうしたらねえ、直ちに降格だよ。

田嶋 あ、降格。なるほど。

X氏 ね。

田嶋 はー。あの前総長の手口ですね。

X氏 わかるでしょ？

田嶋 わかります。

X氏 うん、だからそういう事が起こるからね、みんな言わず聞かず見ずという、

田嶋 あーなるほどね。

X氏 ことになるわけだ。だけど内心はみんなわかってんだよ。

(後略)

以上の「評議員X氏との電話」から読み取れることは、X氏の観察によれば、

第一に、松原眞志夫理事長（当時）が、自身で公印を管理できていないことの結果、自分の指示が通らない、つまり、他の誰かの指示が通っているらしい、との疑念を抱いていることです。このことと関連して、松原眞志夫理事長から唐木田事務局長あてのメールにも同趣旨の文言を見出すことができます。（甲第62号証、平成24年6月14日付け、抜粋：「11月以来、学部新設申請の件では、私からの指示は3件あったと思いますが、いずれも無視されていますね。そして、最終責任だけを理事長が取らされるというのは、誰が聞いても、『ありえない！』と言うでしょう」）。

第二に、前総長による経営管理体制以外のシステムが本学にはない。よって、名目上、理事長が交代しても、どの教職員も経営管理体制が変わったとは思っていない。

第三に、独特のやり方（つまり前総長の手口）で、教職員に解雇や降格などの圧力がかけられるので、（教職員が）みんな言わず聞かず見ずということになる、ということです。

【本章のまとめ】本章で提示した、原告準備書面（3）、原告（最終）準備書面（6）、甲第47号証、甲第79号証などを、虚心に読みさえすれば、元総長（元理事長）中島恒雄氏の大学経営および本件訴訟をめぐる教職員に対する介入と生々しい影響力は、誰の目にも明らかです。

それにも関わらず、法務室担当弁護士本多慎太郎氏および矢嶋愛加氏が「そもそも、当時、中島氏は既に大学経営から退いており、中島氏は法人、ましてや大学教員の人事について何ら発言権はなかったのです」とか「現在は中島氏は本法人において何らの地位を有していない」とか「大学内の人事については、あくまで本法人の人事であり、中島氏による人事でないことは明らかでしょう」と白々しく虚偽を語っていることそれ自体が、本学の管理運営体制の空洞化を示しています。

つまり法律적으로는何の権限もなく、文科省から「教育と経営に関与してはならない」とされている元総長が、実質的には本学を支配しているという、本学教職員にとっての公然の秘密、いわば元総長による本学への裏支配を示すものと言えましょう。

このことは次章の内容と密接な結び付きがあるので、次章では、さらに細かく元総長中島氏の肉声を示しつつ、事実を明らかにして行きます。

3章 【元総長中島恒雄氏によって、原告に対して行われた強要と脅迫】

前章では、元総長が古手教職員を通して本学を裏支配していることの概要を示しました。本章では具体的な文脈に沿って、元総長がどんな利益を目的として、どのように原告を利用しようとしていたのか、そして、どのように古手教職員を用いているのか、を明らかにして行きます。

さて、抗議状第5頁の上から2行目以降には、「街頭ビラの記載内容について、貴組合及び田嶋氏は『東京福祉大は潔く敗訴を認め判決に従え！』との項目において、中島氏が、田嶋氏に対し、中島氏の妻及び長男に働きかけて同人らが当時就任していた東京福祉保育専門学校の理事長職と理事職を辞退させるよう指示した旨記載されていますが、かかる事実は一切ありません」とされています。

しかし、そんなことはない。「かかる事実」はあるのです。

一審で既に提出済み（平成24年8月21日付け）の原告準備書面（3）、10頁～27頁（第2、2 出所後の介入と影響力）に示された証拠を以下に提示します。

その証拠とは、元総長（元理事長）中島氏が、原告に対し、中島氏の妻及び長男に働きかけて、同人らが当時就任していた東京福祉保育専門学校の理事長職と理事職を辞退させるよう指示し、それを強要した事実、及び、その指示に応じなければ原告を首にすると脅迫し、実際に、原告の雇止めを強行した事実が明らかとなる一連の証拠です。

1 元総長が、原告を強要して、専門学校の理事長と理事を辞めさせようとした事実

例えば、原告準備書面（3）の12頁

甲47の23頁（平成23年9月21日）（総長とは元総長のこと）

「総長（中略）だから来年は首だぞ、おまえ。わかったな。

田嶋 困りますよ。

総長 困るなら何でやらねえんだ、とつとと。」

ここで原告に対して、首になりたくなければ何をやれ、と言っているかということ、元総長自らが東京において、専門学校と大学通信教育課程の併修を行うことについて障害となる、東京福祉保育専門学校（サンシャイン学園）の理事長（妻）●●●●●（平成23年8月頃から元総長に対し、離婚の要求をしている。離婚の要求は、その後、裁判を経て認められた）と理事（長男）●●●●●を、専門学校の経営から降ろせ、と繰り返し言い、原告に二人を経営から降ろすことを強要しているのです。

（なお、元総長が服役した8年前の事件の女性被害者らと親しく、当時被害の相談にも乗っていた専門学校の複数の職員を、元総長は逆恨みして、「彼らをクビにしろ」と要求し

ていますが、(妻) ●●●●●専門学校理事長は、これを受け入れない。

引き続き(23頁)、

「総長 困るなら何でやらねえんだ、とつと。おまえ、人間性が悪すぎるよ、おまえ。こうやってさ、サンシャイン立て直すぞって、おまえ、ねえ、苦勞してこうやってやってんだよな、できないことを。こういうウルトラCがなけりゃ、経営学部つくたって生徒来ないよ。そいで4年間やりゃあ、上手にやりゃ、おまえ、今の勝手な試算だけど、120億入るって。どうだ伊藤、すごいだろ、おまえ。このアイデアは。

伊藤主任 全く。」

ここでは元総長がどんな利益を目的としているかが明らかとなります。つまり経営学部認可の暁には、再び元総長自らが(8年前の事件での逮捕以前のように)東京で専門学校と大学通信教育課程の併修を行うことによって、留学生1500名を入れて、4年間で120億円の荒稼ぎができるプランを語っています。

元総長は、すでに専門学校理事長時代に、他大学通信教育課程との併修によって、2000年に本学を開学させるための資金数十億円を蓄積した実績を持ち、このやり方に自信を持っています。このプランを実現するためには、(妻) ●●●と(長男) ●●を専門学校の経営から降ろし、元総長が自ら専門学校の経営権を握る必要があります。

また、経営学部を認可させるために文科省に裏から代議士を使って手を回している話しを来住氏(被告の事務局長)に語らせています。

甲47の23頁～24頁

「総長 伊藤参事官はよ、来住さんの話によると、今度、認可のほうへ来たら。もう、かんかんに怒ってさ、(私学)部長の前ではおとなしくて、終わったらけつとぼしたりしてんの、『このやろう』つつって。

来住 基本的に、伊藤参事官はですね、うちのやつ、バツに……。

総長 バツ、認可しないんだ。

来住 バツにするつもりで現場の指揮をとってやってたらしいんですよ。それを、ある、いろんな、こっちも一生懸命努力してますから、丸にするために、今、私学部長がですね、いろいろと指示出してるわけですよ。でもって、現場は大混乱してるんです。伊藤が、かんかんに怒ってるらしいんですね。で、部長にはいろいろと、「はいはい、はいはい」と。これはもう公務員ですから言ってますけども、それは、部長が帰った後はですね、書類を何か投げ飛ばしたりして、怒り心頭ということらしいです。だけど、そういった、これ、あれしても12月までですから。」

(田嶋注：しかし、結局、経営学部は認可されなかったのです)

引き続き、原告準備書面（3）の20頁

「(元総長の) 妻及び長男に働きかけろ！ふたりを、東京福祉保育専門学校の理事長職と理事職から降ろせ！できなかつたら首だ」という元総長（元理事長）中島恒雄氏による、さらに露骨な強要が、以下で明らかとなります。

甲48の1頁～3頁（抜粋）（平成23年9月22日）

「総長 いや、(大声で怒鳴りながら) 伝えたからって言ったってだめだろうよ、結果が出なけりゃ。伝えました、やりました、結果、出ませんでしたってわけにいかないだろうよ。結果出なけりゃ首になっちゃうだろう、おめえ。

田嶋（長男）●●さんが降りなきやっていうことですか。

総長 そういうことだよ。

田嶋 それが今のところ、ちょっと道が見えないんですよ。

総長 それ、できなかつたら、おめえ、チョン（クビ）だわさ。できなかつたらチョンだわさ。当たり前じゃん、そんなこと。

田嶋（長男）●●さんが辞めなかつたらチョン？

総長 いや、見えなくてもいいんだよ、どうせ、おめえ首になっちゃうんだから、見えなかつたら。おめえ、一生懸命、やりましたら、首がつながるとってんの？ おめえ。口で言ってるだけで。だって、松原（学長）だって首にするって言ってんだよ、おれ。知ってるだろう？」

甲49の2頁（平成23年9月24日）

「総長 思っていないならすぐにやれよ（怒鳴る）、ちゃんと。だから、おれはおめえを首にする以外、方法はないんや（怒鳴る）。何回言われたってやらねえじゃねえか、てめえ（怒鳴る）。」

甲54の1頁～5頁（平成23年10月24日）

「田嶋 雇止めをなしにしていきたい。

総長 じゃ、何で実行しないんだよ、それ。一切やってねえじゃねえか、おめえ。ああだこうだ、ああだこうだ言って。

田嶋 もう（電話が）つながらないしね。

総長 何がつながらないんだ、そんなこと言ったってしょうがねえだろう。

田嶋 え、(奥さん) ●●●さん。

総長 そんなこと通らねえ。つながったってつながらなくたって、おめえ、夜討ち朝駆けでやるしかねえだろう。」

以上から明らかなように、元総長によって、(妻) ●●●と(長男) ●●を降ろさなければ首だ、「夜討ち朝駆けでやるしかねえだろう」という強要と脅迫の手段としての計算ずくの言い方と、「何回言われたってやらねえじゃねえか、てめえ」と原告に対して怒鳴り散らしながら、八つ当たりと逆恨みとして何が何でも首だ、という言い方の両方が入り混じって使われています。

また、次に示すように、総長は、古手教職員を使ってさらに圧力をかけています。

甲51の3頁(平成23年10月2日)

「田嶋 総長と話したの？」

安齋 話しましたよ、しょうがない。

田嶋 なんだって？

安齋 もっとよく言ってやってくれって、このまんまだと首になるぞって。

田嶋 首になるぞったって、紙(雇止めの書類)が来ちゃってんだもの。だからと言って(奥さん) ●●●さんは話したくねえつつってんだよ。

安齋 だから、ただそうやってなんにもしないだけじゃね、同じことだから、やっぱり駄目なやつだって、終わりになるぞって、終わりだなって。」

ここでは元総長が、安齋教務課長を使って、原告に対し、●●の実家にいる妻●●●に働きかけろ、このままだと首になるぞ、と言わせています。もっともらしい理由くっつけられて、辞めさせられちゃうことは簡単だ、あのしつこいやつ(総長)相手に訴えても勝てない、とも言わせています。

2 元総長が、原告に、虚偽を(元総長の家族に)伝達するよう、強要した事実

(1) 原告への強要；「総長は、女の変な連中(田嶋注：平成17年5月から平成19年5月までの約2年間にわたる強制猥褻事件の5人の女性被害者たち)に、大して悪いことやってない。それを(家族に)話したか！ばかやろう！おまえは、(家族に)それ言うべきだろう！」(甲46号証)

甲46(平成23年9月15日)

「総長 おまえな、(長男) ●●にだな。

田嶋 はい。

総長 なあ。

田嶋 はい。

総長 総長は、大して悪いことやってないと、大したことやってないのに。

田嶋 はい。

総長 女の変な連中が大げさに言ったとか、それは警察が女の旦那に電話するから、女は自分は身の潔白だということで、ワーワーワー言っただろう。

田嶋 はいはい。

総長 違うの（怒鳴る）。

田嶋 はいはい。いや……。

総長 警察がおまえ電話寄こして、旦那に言ったら奥さんびっくりこいちゃって、自分はまじめなんですと。身の潔白です、中島が悪いんです、ワーワー言わない（怒鳴る）。

（中略）

総長 で、総長にいろんなこと頼んで、子供の保育園にも入れてもらって、甘えてベタベタくっついて。けど総長、別に何もやってないんだから、あのとき●●（第2の女性被害者）に、やった？（怒鳴る）

田嶋 いえいえ、やってないですね。

総長 そのこと（長男）●●に話した（怒鳴る）？

田嶋 え？

総長 （長男）●●に話をしたかって言ってるの（怒鳴る）、そういうこと。

田嶋 ●●（第2の女性被害者）のこと？

総長 そうだよ。●●（第2の女性被害者）以外にも、●●●●●●（第3の女性被害者）だってそうだろう。

田嶋 いや、そんな話してないです。

総長 してないわけないだろう！（怒鳴る）、ばかやろう！（怒鳴る）。してないだろう、てめえ！（怒鳴る）

（中略）

総長 おまえは、それ言うべきだろう！いや、あの●●（第2の女性被害者）の場合もね、何もやってないのに、●●（第2の女性被害者）がね、警察が●●（第2の女性被害者）に電話したら、旦那の手前、悪いことやった、悪いことやった、言わざるを得ないだろう、●●（第2の女性被害者）が。

田嶋 うん。

総長 だから、つくり上げられたんだと。

田嶋 うん。

総長 ●●（第3の女性被害者）だってそう、自分がおっぱい触ってくれて言ってたけど、●●（第3の女性被害者）だって警察に言われたから困って、被害者だってやったんじゃないの。

田嶋 うーん。

総長 ●●●● (第4の女性被害者) 以来、みんなそうだろう。違うの (怒鳴る) ?

田嶋 はい。

総長 何もやってなくたって、そうなっちゃたんだろう。

(中略)

総長 それに伊藤伸一が、占いで大丈夫ですよって言ったからだろう。

(後略)

ここでは、元総長は原告に怒鳴り散らし、圧力を加えて、無理やり「いえいえ、やってないですね」と言わせています。しかし、原告はすでにご家族から提示された中島恒雄の刑事事件一審判決文を読んでいたのですから、「大して悪いことやってない」、「何もやってない」との虚偽をご家族に伝えることはできないことです。

また、元総長は、日頃から、易経の本とサイコロを用いて取り巻きにやらせる占いに凝っていて、当該事件の責任についても、伊藤伸一が、占いで (女性に手を出しても) 大丈夫ですよって言ったからだ、として、取り巻きがやった占いのせいになっています。

果たして、元総長が何をやったのか、何もやってないのか、当該事件の責任について「占いで大丈夫ですよって言った」伊藤伸一のせいにできるものなのか、については、中島恒雄刑事事件一審判決文を手がかりにする他はないのです。(中島恒雄刑事事件一審判決文掲載)

(2) 原告への強要 ; 「(原告が) 変な弁護士紹介したから、こんなご迷惑おかけしたっつって (家族に) 謝って来い ! 」 (甲50号証)

甲50の1頁～2頁 (平成23年9月26日)

「総長 あれ、私のためにああいうことになって申しわけないと。謝ってこいよ、おまえ、(妻) ●●●のところ行って。私がいつも長く放置して、今まで放置して、放置しといたからその誤解が解けなかったと、申しわけないっつって。それで、私の知ってる範囲、●●●●● (第3の女性被害者)、それから、●●●、●●か。

田嶋 ●● (第2の女性被害者)。

総長 それから●● (さらに別の女性被害者) も、伊藤先生から聞いたけど、こうだったと。うちへ行って、おまえ、謝ってこいよ、そう言って。変な弁護士紹介したから、こんな、ご迷惑おかけしたっつって。

田嶋 …。

総長 何黙ってんだ (怒鳴る)、おまえ。当然やるべきだった (怒鳴る)、今まで。何でやってねえんだ (怒鳴る)、今まで。中島家を壊したのは私のせいだっつって、謝ってこい (怒鳴る)。

田嶋 …。

総長 何黙ってんだ（怒鳴る）、おまえ。謝りに行かないのか（怒鳴る）、おまえ。」

そもそも、総長が大して悪いことやってないのに、実刑になったのは「変な弁護士紹介した」原告のせいだと恨みに思い、元総長の家庭である中島家を壊した（離婚の申立てのことか？）のも、原告が「変な弁護士紹介した」せいだと言い、（妻）●●●に謝ってこい、と怒鳴っている。

しかし、上記甲50号証で、実刑になったこと、及び離婚の申立てが起きたことを、弁護士のせい、及び弁護士を紹介した原告のせいに行っていることは、甲46号証で、事件が起きたことを、女性被害者のせいにしたり、占いをやった伊藤伸一のせいにしていることと根が同じです。

3 元総長が、弁護士を立てた原告に対して行った「地獄行きたいのか、おまえ？」「弁護士断って降ろしとけ！」とする脅迫と強要

平成23年11月14日、原告から、小林七郎、大森秀昭両弁護士を通じて、雇止めの理由を問う内容証明郵便を中島範理事長あてに送付しました（甲12）。すると、この通知を受けて、早速、弁護士を立てたことを牽制し、「弁護士断って降ろしとけ！」とする次のような電話が元総長からありました。

甲58の6頁～20頁（抜粋）（平成23年11月17日）

「総長 おまえ、学校という組織でなあ、何億円という年商のあるところとな、勝負して、おまえひとりで勝てっこないし、学校でこんなことやってるって評判になったら、学校にも来れないし、ね、学生の間で噂が立っても教えられないよ、おまえ。わかってないの？ そういうこと、おまえ。

総長 そんなことやってると、地獄行くことにならない？ 結果的に。それでいいのかって？

総長 そんだけおまえ地獄行きたいのか、おまえ？

田嶋 え？ 地獄？

総長 おまえなあ、生活費もなくなり、ね、弁護士から今度金請求されて、金払えませんとか、弁護士がおまえ訴えるぞ。そういうのになっていいの？ なんでもっと賢くならねえんだ、おまえ、そんな頭バカだったか、おまえ？

総長 唐木田さんどうしましょう、来住さんどうしたらいいか知恵かしてくれと、何で言いに行かないんだよ、おまえ。

総長 戦ったら負けるようなことするな、おまえ！。

田嶋 それはもうしょうがないね。

総長 え、地獄に落ちることになってもいいのか？

総長 …最高裁までやられたら、当然10年も給料なしで干上がっちゃうよ、その途中に弁護士に、金をあれ出せこれ出せ言われて、そのうち弁護士も金よこさないからやらないよって捨てられて負けて終わりだがや。

総長 おまえなあ、よくわかってねえけどなあ、ほんとに雇止めになったらなあ、弁護士でてこようがなにやろうが、考えたことないの？ 最高裁まで10年引っぱられたら、なにもできないよ。そのうちにお金なくなって、弁護士費用も払えなくなったら、負けるに決まってるんじゃないかよ。その道を選び始めたんだよ、おまえは。なにを言われようと、悪かった悪かったと謝るしかねえだろ。もともどる努力を、指示を受けながらするしかないだろ、おまえ。

総長 …（弁護士は）金がもうかればいいんだよ。それからな、もしもし、来住だって唐木田だって、おまえのことはどうでもいいんだよ、ほんとのこと言うと。総長に言われてっからやっているんだよ。

総長 おまえを地獄に落とすの簡単だけど、落として、なんか俺、得なことあんの、俺が？

田嶋 ないと思うけど。

総長 ないから、そんなこと出来るだけしたくないから、おまえに言ってんだよ。

田嶋 う～ん。

総長 おまえをいじめておまえを地獄に落として、な、生活保護受けるような人間にして得なことあんの？」

元総長は、原告の妻が、当時で90歳になる母親の介護のために（要介護4）、三十数年間勤めた仕事を平成23年9月末日に退職したこと（9月中に原告から総長に電話で報告済み）、そのため、原告がクビになれば一家が生活に困ることを知っている。

（引き続き）甲58（抜粋）

「総長 すみません教えて下さいって、上手にやれないの、おまえ？

総長 俺が教えてやるから黙って聞いて、やれって言ってんだよ、わかったか？

総長 弁護士断って降ろしとけ！。

総長 （弁護士を降ろさなければ）法廷でやることになるから（怒鳴る）話し合いじゃなくなっちゃうから、（来年度の授業の）カリキュラムにおまえ入れないように！という指示は（まだ）出てねえの、おまえの様子見てるから（怒鳴る）。」

カリキュラムにおまえを入れないように！という指示とは、雇止めの通知書を現実のものとするという指示です。それを、するかしないかの権限を事実上、元総長がもち、原告が言うことを聞くかどうかを、元総長が見ながらその権限を行使できることを誇示しています。そして、今からでも弁護士を降ろして、屈服し、総長の言うことを黙って聞いて（来

住氏や唐木田氏のように判断を総長に委ねて) 言われた通りにやる、という態度を示せば、カリキュラムにおまえを入れてやる、という意味でもあります。

さらに、その6日後、元総長は、安齋教務課長を使って原告に対する電話で次のようなことを言わせています。

甲59の1頁～6頁(抜粋)(平成23年11月23日)

「安齋 弁護士立ててやったりすると、ほんとにそういうことをやった人はもうよそのところで雇ってくれないでしょ。(中略) ずっとあとフリーでやってくならいいよ、だけど(弁護士立てて訴えたりすれば) 危険人物になっちゃうの、企業体質の中で。(中略) 弱いものが戦って勝てるかどうかわかんないよ、勝てるならいいけど。

田嶋 わかんないよ。

安齋 勝てなかった時のダメージは大きいところよりさ、個人の方がさ、ダメージが大きすぎるよ。

田嶋 それはそうだね。そうだよ。だからと言って、最初っから、じゃあ長いものにまかれろっ、という風にやるのがいいという、そういうお考えですか。

安齋 わたしですか？

田嶋 はい。

安齋 わたしはあの時(平成22年7月総長出所時に降格出向させられた時)も、どうしようか考えたけれど、訴えるのはやめました。」

これは、つまり、古手教職員による、弁護士立てて訴えたりするのはやめろ!という露骨な牽制です。

【本章のまとめ】

本章では、「中島氏が、田嶋氏に対し、東京福祉保育専門学校の理事長と理事を辞退させるよう指示した事実は一切ありません」とする抗議状の主張は、事実を反することを示しました。

つまり、具体例を挙げて示したように、元総長は、原告に対して、実際に、専門学校の理事長と理事を降ろすよう、しつこく強要したのです。

また、元総長は、原告に対して、強制猥褻事件についての虚偽(元総長は、「大して悪いことやってない」、「何もやってない」)を、元総長の家族に伝達するよう、強要し、さらに、弁護士を立てた原告に、「地獄行きたいのか、おまえ?」と脅迫し、「弁護士断って降ろしとけ!」と古手教職員をも交えて強要しました。

4章 【元総長が、専門学校(サンシャイン学園)の理事長を降ろすために、

事務局長を用いて、専門学校の取引銀行に、「サンシャイン学園が危ない」と吹聴させた事実]

前章では、元総長が、原告に対して、専門学校の理事長と理事を降ろすよう、強要した事実を示しました。それと連動するのですが、本章では、元総長が、唐木田事務局長（当時）を用いて、直接、専門学校の経営を妨害する行為を行った事実を示します。

さて、抗議状5頁の上から7行目以降では、「中島氏は、同人の妻が理事長を務めていた専門学校（以下、「専門学校」という。）の経営状態が芳しくなかったことから、専門学校の危機を救うために、妻に対し、理事長として専門学校を運営していくことが難しいのであれば、中島氏が理事長となって経営再建に尽力してもよい旨の提案をしたものと伺っています」としています。

しかし、抗議状のこの主張には、無理があります。実際にどうであったかは、以下に示す唐木田氏からの電話のように、「専門学校の危機を救うため」どころか、取引銀行に専門学校の危機を吹聴し、経営を妨害しました。その結果、サンシャイン学園の理事長名で、弁護士事務所から、「このような言動を続けると、民事刑事の責任が生じるので警告する」という唐木田氏宛ての内容証明郵便が送付されました。このことが、全てを物語っています。

唐木田事務局長からの電話（平成23年9月24日、録音ファイルあり）

「唐木田 田嶋先生のほうから（総長の長男）●●くんにも、あの一ガンガン強くちょっと言ってもらわなきゃいけないような感じになってきましたねえ～。

田嶋 はいはい。

唐木田 て、いいますのはねえ、サンシャイン学園、まーあの一、弁護士事務所からですねえ、（理事長）●●●さんの名前で、弁護士事務所からわたくし宛てにですねえ、

田嶋 はい。

唐木田 あの一、わたくしが銀行を呼び出して、それでサンシャイン学園が危ない危ないと、言っていると、

田嶋 はい。

唐木田 それでわざわざ銀行が、銀行を呼び出してですね、銀行のほうもその迷惑してると、でまあ私その決算書をもってるといことを言ってですね、銀行にそういうこと言っていると、

田嶋 はい。

唐木田 で非常に銀行も迷惑してると、サンシャイン学園も、銀行に謝らなきゃいかんと、それで今後ですねえ、わたくしがこういうような言動を続けるとですねえ、民事刑

事の責任が生じるので警告するというようなの、私もらったんですよ。

田嶋 あ、郵便で？

唐木田 いやいや内容証明でね。

田嶋 あーは一は一。

唐木田 弁護士事務所から。

(中略)

唐木田 だから田嶋先生のほうからも、もう（総長の長男）●●さんにガンガン言ってもらわないと、どうも本当に変な方向にですね、行っちゃいそうなんですよ。で、銀行もなんでそういうこと、話したかわかんないんですけど、それを、まー、手紙の内容自体もよくわかんないんですけど、兎に角、私に警告するというようなですねえ、ことなんですよ。

田嶋 はい。

唐木田 ですからこちらはサンシャインのことを色々考えて変な風にならないように言ったことが、なんかねえ、銀行よびだしてってことにかこつけてますけど、どうもここでビシッと田嶋先生のほうから言ってもらわないと、どうも止まんないみたいですねえ。いやー、ほんと参りましたよ。」

(後略)

つまり、上記の電話の内容からは、唐木田氏が、「専門学校の危機を救うため」の働きかけではなく、専門学校の理事長が弁護士事務所から警告文を送付せざるを得ないような、強引な働きかけを行っていたことが明らかです。そして、原告に対しても、強引な働きかけに唐木田氏と同じ様に参加し、長男にガンガン強く言うよう、求めていることが分かります。

ですから、抗議状が言う「専門学校の危機を救うために、妻に対し、理事長として専門学校を運営していくことが難しいのであれば、中島氏が理事長となって経営再建に尽力してもよい旨の提案をした」というのは苦しい言い逃れです。

5章 [抗議状を作成した本多慎太郎・矢嶋愛加両弁護士に質問したいこと]

質問1 抗議状の諸主張が、その判断に至るプロセスを示していないことに関して

さて、1章から4章までに取り上げた抗議状の諸主張に対して、ここまで証拠に基づいて反論してきました。その証拠の多くはすでに一審で提示したものです。ところで、抗議状を作成するに当たって、本多慎太郎・矢嶋愛加両弁護士は、一審で既に提出済みの原告準備書面(3)、原告準備書面(6)、一審判決文などをお読みになっているのでしょうか？

もし両弁護士が、原告準備書面(3)や原告準備書面(6)などに示された証拠をお読みになった上で、1章から4章までに取り上げた抗議状の諸主張をされているのなら、ど

のようなプロセスで、原告側の一連の証拠を否定し、そのような判断に至ったのでしょうか？ そのプロセスを示していただきたいと思います。

質問2 元総長による、外国人女子留学生への性的関係の強要と除籍通知に関して

留学生を大切にすることは、本学のポリシーであると思います。ここに掲載するポスター写真（「留学生情報」、「ヨーロッパから留学生9名が来日しました!!」）は、2015年当時の伊勢崎キャンパスの廊下に貼られていたものです。見るからに楽しそうですね。



「留学生情報」



「ヨーロッパから留学生9名が来日しました!!」

しかし、本学の留学生が大切にされているとは思われない資料、つまり「外国人女子留学生 A さんが、弁護士名で元総長と元学長に送付した内容証明郵便物資料二点」があります。

これらの資料が示すことは、①某外国での元総長による性的暴行、②その謝罪と称して、日本に留学させるという美名の下に、名古屋市近郊尾張旭市の、庭の湖に白鳥の住む大邸宅に住ませ、度重なる性的関係の強要、③耐えかねて大邸宅からの退去の申し出をすると、④仕返しとして、平成24年3月●●日付けで東京福祉大学を除籍にした上、メールにて「私の愛人となることはおまえの義務だ」「私を拒絶すれば、私は援助を打ち切り、お前は某外国に帰るしかなくなる」等と脅迫し、⑤さらに性的関係を継続するよう要求した、というものです。

そこで本多慎太郎・矢嶋愛加両弁護士に質問します。

- i) これらの資料を踏まえても、なお、抗議状で一貫して主張されているように、「元総長による本学への裏支配」はない、とおっしゃるのでしょうか？

（田嶋注：「元総長による本学への裏支配」とは、法律的に何の権限もなく、文科省から「教育と経営に関与してはならない」とされている元総長が、実質的には本学を支配しているということです）

- ii) この内容証明郵便に対して、どんな対処がなされて、その結果、どうなったのですか？ ~~（次頁以降に内容証明郵便物資料二点掲載）~~

（以上）